

小金井市社会福祉法人指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について、社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法令及び国要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において、実地検査とは、一般監査又は特別監査において、法人の主たる事務所又は当該法人が経営する施設もしくは事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の検査を行うことをいう。

(実施方針)

第3条 指導監査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を掲げる小金井市社会福祉法人指導監査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度一般監査を開始する時まで、別に定める。

(実施計画)

第4条 一般監査の対象法人、実施時期等を含む実施計画は、毎年度一般監査を開始する時まで、別に策定する。

2 法人もしくは法人が経営する社会福祉事業等の運営に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等により、そのおそれがあると認められる場合は、実施計画にかかわらず適宜指導監査を実施する。

(調査書等の提出)

第5条 市長は、第3条に規定する実施方針を踏まえ指導監査に必要な監査項目を掲げた社会福祉法人調査書（法人の自己点検項目を含む。）又は社会福祉協議会調査書（以下これらを「調査書」という。）を作成し、法人に対し送付した上で、毎年度小金井市（以下「市」という。）が指定する期限までに、調査書及び関係書類の提出を依頼するものとする。

(指導監査に係る基準等)

第6条 指導監査の確認事項や着眼点、指導基準等は、国要綱別紙指導監査ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

(一般監査の実施)

第7条 一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等実地において、関係者からの事前提出書類及び事務所等で保管している関係書類を基に説明を求める面談方式で行うことを基本とする。

2 一般監査における実地検査は、原則として1日で実施する。

3 一般監査の実施に当たっては、実地検査の日の前までに到達するよう、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該法人に通知する。

(1) 一般監査の根拠規定

(2) 一般監査の日時

(3) 社会福祉法第56条第1項の規定により立入検査をする職員（以下「検査員」という。）の氏名

(4) 準備すべき書類等

4 一般監査においては、原則として係長職以上の職にある者を班長とする職員2人以上の検査員により検査班を編成する。この場合において、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、係長職にあるものが相互の関係を調整する。

5 実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、市の関係部署職員又は法人関係者に対し、実地検査の立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行う。

6 実地検査において法人と指導の内容に関する認識を共有するために、検査員相互で調整を行った上で、実地検査における指導事項を記載した書面（以下「実地検査指導事項票」という。）を作成し、法人に写しを交付する。この場合において、法人に対し実地検査の結果を通知するまでの間に、指導事項の追加又は変更が生じた場合は、実地検査指導事項票を差し替えることとする。

7 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の実地検査の結果を講評し、改善の必要な事項及び改善方法を口頭で指示する。この場合において、班長は全般にわたる事項及び担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

(一般監査の結果及び改善状況の報告等)

第8条 検査員は、実地検査終了後、直ちに監査結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で、地域福祉課長及び福祉保健部長へ報告する。

2 市長は、前項に規定する報告に基づき、監査結果を当該法人理事長に宛てて文書で通知する。この場合において、ガイドラインに定める文書指摘事項が認められるときは、問題点、改善方法等を具体的に通知する。

3 一般監査をより効果的なものとするため、第1項に規定する報告及び前項に規定する監査結果通知は、実地検査終了後速やかに行う。

4 一般監査結果の文書指摘事項については、法人理事長に対し、改善状況報告書又は改善計画書(以下「改善状況報告書等」という。)の提出を求め、その改善内容を確認する。この場合において、改善状況報告書等の提出期日については、第2項に規定する監査結果通知発送日の30日以内とする。

5 前項の改善内容の確認に当たっては、改善状況報告書等の提出時に、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、法人の事務所等実地において調査を行うものとする。

6 前項により改善内容を精査した結果、改善の措置が認められたとき、又は改善中ではあるが措置が講じられる見込みがあるものと判断したときは、当該監査を終結する。ただし、終結時において改善中の事項については、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

7 度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときは、特別監査の実施対象とする。

(特別監査の実施)

第9条 特別監査は、実地検査を行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法、当該法人の役員、職員等に対し出頭を求め質問する方法等、効果的・効率的な方法を適宜用いて、実施するものとする。

2 特別監査は、検査の目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、苦情・通報等の情報、一般監査において確認した情報等から疑われる運営上の不正又著しい不当行為の事実関係を的確に把握できるまで、継続的に実施する。

3 特別監査の実施の通知は、一般監査に準じて行う。

4 検査体制は、原則として課長職以上の職にある者を班長とする職員3人以上の検

査員により検査班を編成する。なお、特別監査を実施するに当たっては、必要に応じて職員の増員等により弾力的な対応を図る。

5 特別監査実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の実地検査の結果を講評し、改善の必要な事項及び改善方法を口頭で指示する。ただし、状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

6 特別監査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、市の関係部署職員又は法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行う。

(特別監査後の措置)

第10条 検査員は、実地検査終了後、監査概況を福祉保健部長に報告し、必要に応じて関係部署と協議する。

2 市長は、特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求める。

3 改善報告もしくは改善計画が期限内に提出されないとき、又は前項の改善状況を精査した結果、改善の意思がなく、もしくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進める。

(指導監査情報の公表)

第11条 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

2 指導監査結果のうち文書指摘事項及びそれに対する改善状況については、原則として市ホームページへ掲載し、市民へ広く情報提供する。

(その他)

第12条 指導監査で使用する書式については、別に定める。

付 則

この要領は、平成29年11月28日から施行する。